

けんぽニュース

- 1.事務の担当者様を対象とした事務研修会を開催いたします。
○日時:平成29年6月16日(金) 午後2時から午後4時頃まで
○場所:阪急ターミナルビル
○内容:算定基礎届等の説明会及び、
「今日から始まる健腸生活～腸の若返りが健康の秘訣～」の健康教室
(講師 ヤクルト(株)の健康管理士)
各事業所様で複数名の参加も可能ですので、ご多忙中とは存じますが是非ご参加下さい。
申込み等の詳細は、後日ご案内させていただきます。
2. 健保連契約の1泊人間ドックは、29年度以降は実施がないことが判明しましたので、ご利用の方は、当組合の契約機関をご利用いただきますようお願いいたします。
3. 「けんぽだより春号」を5月中頃に各事業所様に送付いたしますので、被保険者の方に配布いただきますようお願いいたします。
4. 「神戸布引ハーブ園」及び「海遊館」のチケット割引券、「スポーツクラブのルネサンス」と法人契約は今年度も引き続いて実施いたしますのでご利用下さい。(詳細は、けんぽだより及び当組合ホームページをご覧ください。)



本屋敷 (もとやしき)
保健師からのひとこと
アドバイス

～あなたの職場の飲み会アルコールハラスメントの場になっていませんか？～

アルコールハラスメント(以下アルハラ)という言葉をご存知ですか？
アルコールが絡む嫌がらせ全般を指す言葉です。
アルハラ行為は次の5つで規定されています。

- 1.飲酒の強要
- 2.イッキ飲ませ
- 3.意図的な酔いつぶし
- 4.飲めない人への配慮がない
- 5.酔ったうえでの迷惑行為

お酒の強要だけでなく、大量の食事を強要することもハラスメントです！

アルハラをしない、させないために

1. お酒を飲む側は自身の酒の適量を知り、常軌を逸しない程度に抑える
2. 上下関係・伝統・暴力など、本来飲酒とは無関係な理由で飲酒を強要しない
3. 体質的に飲めない人がいることを理解する(飲めないことを理由に侮辱しない)
4. 飲酒を何かの芸であるかのように、自分が楽しむために他人に飲酒を強要しない
5. イッキ飲み、イッキ飲ませの禁止
6. 泥酔した人の世話をする：死亡するのはアルコール濃度が高くなるより、吐物が気道に詰まることにより死亡に至ることが多いため。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)